

食品口済削減推進サポーター制度について

●食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について

【第1次基本方針：令和2年3月31日閣議決定】
【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日施行）」の規定に基づき策定（令和2年3月31日閣議決定）。

基本的施策

国 : 右記の施策に取り組み、生産から消費の一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進。

地方公共団体 : 右記の施策を踏まえて、地域の特性に応じた取組を推進。

- ・教育及び学習の振興、普及啓発等
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・表彰
- ・実態調査及び調査・研究の推進
- ・情報の収集及び提供
- ・未利用食品を提供するための活動の支援等

消費者や食品関連事業者以外の主体

- ▶ **事業者（食品関連事業者以外）**
社員教育、フードバンク活動
- ▶ **消費者団体・NPO等の役割**
積極的な普及啓発活動を行う

ことが求められる

求められる役割と行動

食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『**我が事**』として捉え、行動に移すことを促進。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

- 例)
- ・買物の前に家にある食材をチェック。
 - ・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
 - ・食卓に上げる料理は食べきれる量に。
 - ・外食時は食べきれる量を注文、宴會時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

3010運動

注文の際、適量を注文しましょう。

乾杯後30分は、席を立たず、料理を楽しめましょう。



〔自己責任で持ち帰る
モッテコ 啓発ステッカー〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

- 例)
- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
 - ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
 - ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
 - ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
 - ・外食での小盛りメニュー等の導入。
 - ・持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減
プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

- 例)
- ・食品ロス削減の施策の推進。
 - ・災害時用備蓄食料の有効活用。
 - ・主催イベントでの食品ロスの削減。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。



〔国の災害時用備蓄食料の有効活用としてフードバンク団体へ提供〕



〔食品ロス削減全国大会の実施〕

第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 主な変更点

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

《食品ロスの削減の目標》

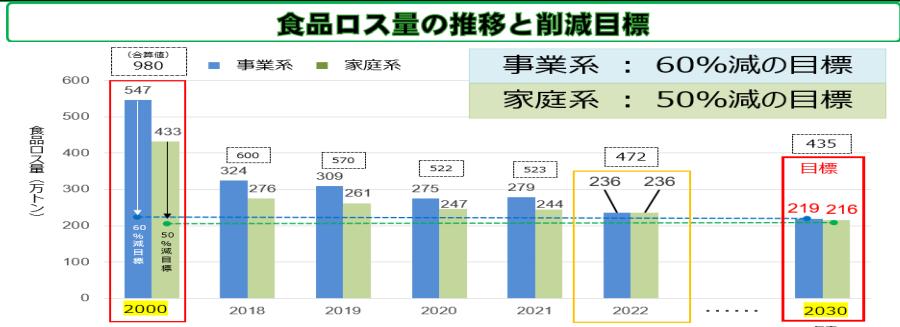
2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減早期達成 ←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信。
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置。
- 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、国際展開を推進。



〔食の環ロゴマーク〕

〔食品ロス削減推進〕

〔国際連携による情報共有〕

(2) 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、商慣習の見直しを推進。
- 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき周知。
- mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。



〔食品ロス削減・食品寄附促進アプリ等の活用〕

※(3) 表彰、(5) 情報の収集及び提供(継続)

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討。
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の継続的な実施。

(6) 未利用食品等を提供するための活動 (食品寄附)の支援等

【新規】

- 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発。
〔ガイドライン作成による食品寄附促進〕
- 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化。



〔ガイドライン作成による食品寄附促進〕

●食品ロス削減推進センターの育成に向けた概要

我が国の食品ロスの現状

・**食品ロス量（令和5年度） 464万トン**

　※国連世界食糧計画（WFP）により食料援助量（約370万トン）の1.3倍

・国民一人あたり年間37Kg

我が国の食品ロス削減の目標

2030年度の目標として、2000年度比に対して

（980万トン → **435万トン**）

（事業系219万トン、家庭系216万トン）

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。

・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進センター育成講座を定期的に実施する。

食品ロス削減推進センター育成の体制イメージ

消費者庁

【育成の支援】

- ・体系的かつ網羅的な教材の作成・提供
- ・都道府県向け説明会等
- ・助言
- ・地方消費者行政強化交付金の支援



食品ロス削減ガイドブックの活用



地方公共団体

サポーターの支援

消費者庁による
育成オンライン講座の開催
(毎年度上期、下期 各3回)

食品ロス削減推進センター
(例)

食生活改善・
食育等活動団体

食生活改善推進員・
食育アドバイザー等

消費者団体・
地域婦人会等

会員、ボランティア

学校・大学等

教員、学生

社福協

協会員、ボランティア

環境団体

環境活動メンバー

地方公共
団体

職員

...

普及啓発・助言

消費者・事業者等

食品ロス削減推進センターの活躍による食品ロス削減に向けて

1. 解決すべき課題（現状の課題）

日本の食品ロス量は、2000年度は980万トン、**2030年度の目標として2000年度比に対して事業系を60%減（219万トン）、家庭系を50%減（216万トン）早期達成する目標を設定し、取組を推進しているところ。**

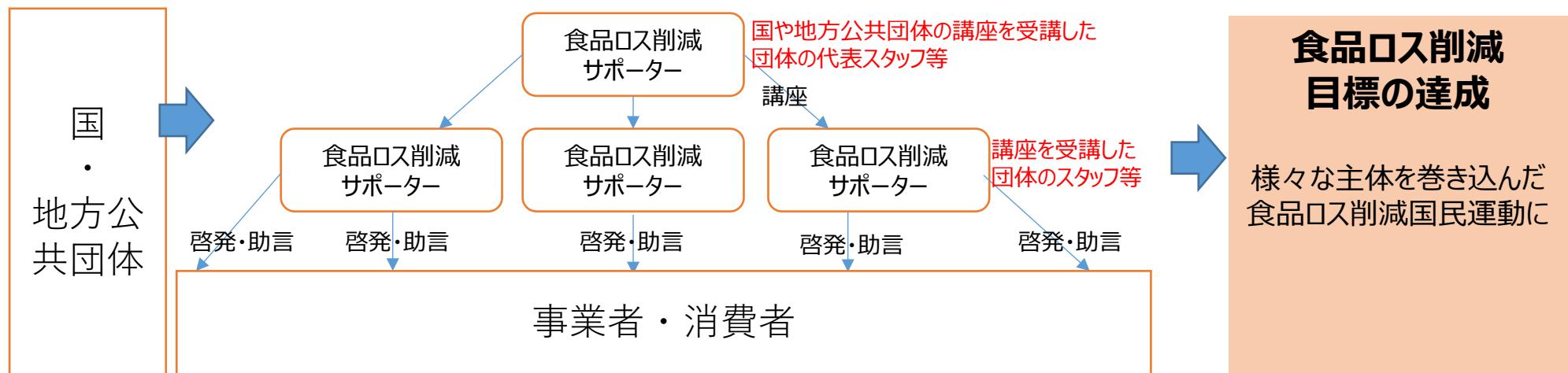
現在の食品ロス量（2023年度推計）は464万トン。さらに、国民全体で削減していく必要がある。

2. あるべき姿

国民それぞれが、この問題を認識して、食品ロス削減に取り組むことにより、食品ロス量の半減の目標を達成。目標の達成のみならず、食品ロスを減らすための行動が、日々の食生活の中で自然に行われていく。

3. あるべき姿に向けて

この問題を周知し、具体的な取組を行ってもらうため、地域の特性に応じたセンター/取組の推進役的な役割を担う者の連鎖を作り、食品ロス削減に関心のない一般の消費者も担い手となっていく仕組み作り。



4. 食品ロス削減サポーターに求めるもの

サポーターは、消費者に対し、食品ロスに関する現状を分かりやすく伝え、理解してもらった上で、各人が自ら取組を行うことができるよう働きかける。また、サポーターは、助言を求めてきた消費者や団体に対して、その地域の特性をいかした取組や対策に対し助言することができる。

サポーターによる普及啓発が進められていくことにより、ひいてはサポーターの有り様に賛同した消費者が、自らもサポーターになっていくことで、さらなる地域に根ざした普及啓発活動が進展していく。

サポーターに求める知識や役割等

- ・ 食品ロスとは何かであるかを正しく理解している。
- ・ 食品ロスについて、食品ロスを取り巻く状況を正しく理解している。
- ・ 食品ロス削減に向けた様々な手法があることを知っている。
- ・ 食品ロス削減に向けて、現在、どのような主体がどのような取り組みを行っているかを知っている。
- ・ 食品ロス削減を行っていく必要性を感じ、体得した正しい知識・経験や技能に基づき、消費者や団体等に対し食品ロス削減に関する啓発を行う。
- ・ 食品ロス削減に向けた取り組みを行いたい地域の者や団体等の求めに応じ、体得した正しい知識・経験や技能、さらに地域の特性に基づき、相談者の特性を踏まえた方策を助言する。



まずは、体系的かつ網羅的な「**食品ロス削減ガイドブック**」を参照し、**食品ロスの課題や削減の方法を学んでいただき、サポーターとして講座等で活用していただく**

次いでは、**自治体と連携して地域の特性・実情を把握し、その土地や住民にあった食品ロス削減の在り方などを伝えていただく**

●食品ロス削減推進センターとして御活動のお願い

《消費者庁食品ロス削減特設サイト
食品ロス削減推進センター向けページ》



食品ロス削減推進センター向けページ

ホーム / 食品ロス削減推進センター

本ページは、食品ロス削減推進センター（講座受講者を含む）への情報提供を目的としたページです。

（非公表資料については、メール添付でご案内いたします。）

サポーター制度について

○（参考）地方公共団体向け食品ロス削減推進センター制度の運用について【令和4年4月更新版】（PDF）

サポーター育成講座 案内

第1回食品ロス削減推進センター育成オンライン講座のプログラム等は、以下事務連絡をご確認ください。

○事務連絡「食品ロス削減推進センター育成オンライン講座の開催について（案内・依頼）（地方公共団体向け）」（PDF）

○案内文「食品ロス削減推進センター育成講座の開催について（団体向け）」（PDF）

サポーター講座 受講者向け資料

○食品ロス削減ガイドブック（PDF版）（デジタルブック版）

○サポーター講座後の試験（問題+小論文）（PDF版）（Word版）

（採点及び合否について）

設問は「食品ロス削減ガイドブック（以下、ガイドブックという）」の内容から出題します。小論文については、「サポーターになつた際の目標」を記載していただきます。

試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただけます。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載いた

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>

《食品ロス削減推進ガイドブック》



《消費者庁からの情報提供》
● メルマガ
● フォローアップ研修
など

《食品ロス削減推進センターバッヂ》



《食品ロス削減推進センター証書》



食品ロス削減推進サポーターの活動拠点例

サポーターとしての活躍の場（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（SDGs関連のイベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場においてSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者への食品ロス削減の助言

等



サポーターとして活動する際の資材

- ガイドブックから抜粋
- 最寄りの自治体の啓発資材
- 消費者庁の啓発資材

等

《消費者庁 食品ロス削減啓発チラシ・冊子》



食品ロス削減推進サポーターの活動報告

- サポーター登録団体・個人は、消費者庁へ**定期報告（年1回）**
- 報告内容は、団体・個人における
サポーター登録人数、年間の活動報告、登録件数など
- 報告は、**アンケート形式**を想定